

## サテライトオフィス設置等補助事業 過去の質問事項

※以下の質問・回答は令和2年度までの募集要項をもとにしたものですので、ご注意ください。

No.	募集要項	項目	内容	回答
1	1(1)	補助対象事業	対象となる市町村とはどこまでか。	都内62区市町村のうち、23区を除く地域が対象となります。
2	1(3)	補助率及び補助限度額	補助金額の最低限度額はあるか。	最低限度額はありません。サテライトオフィスとして必要な備品類を備えるなど、適切な運営ができる経費を精査の上、ご申請ください。
3	2(4)	その他の要件	利用者が所属する企業が就業規則を定めていない場合、サテライトオフィスを利用できるか。	本事業は、サテライトオフィスの設置事業者に対する補助制度であり、オフィス利用者の要件を定めるものではありません。なお、申請事業者は就業規則を作成して、労働基準監督署に届出を行っている必要があります。
4	3(2)	補助対象経費	物件を確実に確保するため、賃貸借契約を交付決定前に行っても良いか。	補助対象期間前に契約を行った経費は補助対象外となります。そのため、賃貸借契約を交付決定前に行った場合は、賃借料は補助対象経費に含まれません。
5	3(2)	補助対象経費	保育所を併設する場合、保育士の人件費も対象となるか。	補助限度額アップ・補助率アップのために実施する事業そのものに係る経費は補助対象外です。
6	4	補助対象外経費の例	備品費の対象外経費の例として「中古品の購入費」とあるが、例えばオフィス用品の中古家具販売店から購入した場合も対象とならないのか。	原則として中古品の購入費は対象外となります。
7		その他	Q&AのP.4「Q2-4」に「図面は建築士の署名入りのものをご提出ください」とあるが、建築士は一級建築士、二級建築士の指定はあるか。	指定はありません。
8		その他	Q&AのP.8「Q5-1」に、保育所の併設の定義として、「同一敷地内」とあるが、「同一敷地内」の定義はあるか。	併設もしくは隣接を想定しています。同一敷地内であるかの要否は案件ごとに個別に判断します。
9		その他	整備する建物の要件(新耐震基準・旧耐震基準など)はあるか。	新耐震基準・旧耐震基準の要件はございませんが、各種関係法令を遵守していただきますようご注意ください。
10		その他	仮に事業を3年で終了する場合、必要となる手続きはあるか。	申請にあたっては、補助対象事業終了後も継続して事業を実施する計画であることが要件となります。また、補助対象となった施設及び備品等については、補助事業を完了した年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。加えて、同期間中は補助事業の実施結果について、毎年報告書を提出していただきます。なお、建築等における工事及びその他の備品などを一定期間内に処分しようとする場合は、事前に東京都の承認が必要となり、承認の際には、納付金が発生する場合があります。